

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その１）



(1/200,000)



(1/25,000)

様式－１（土）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

Ⅱ-3809

箇所名

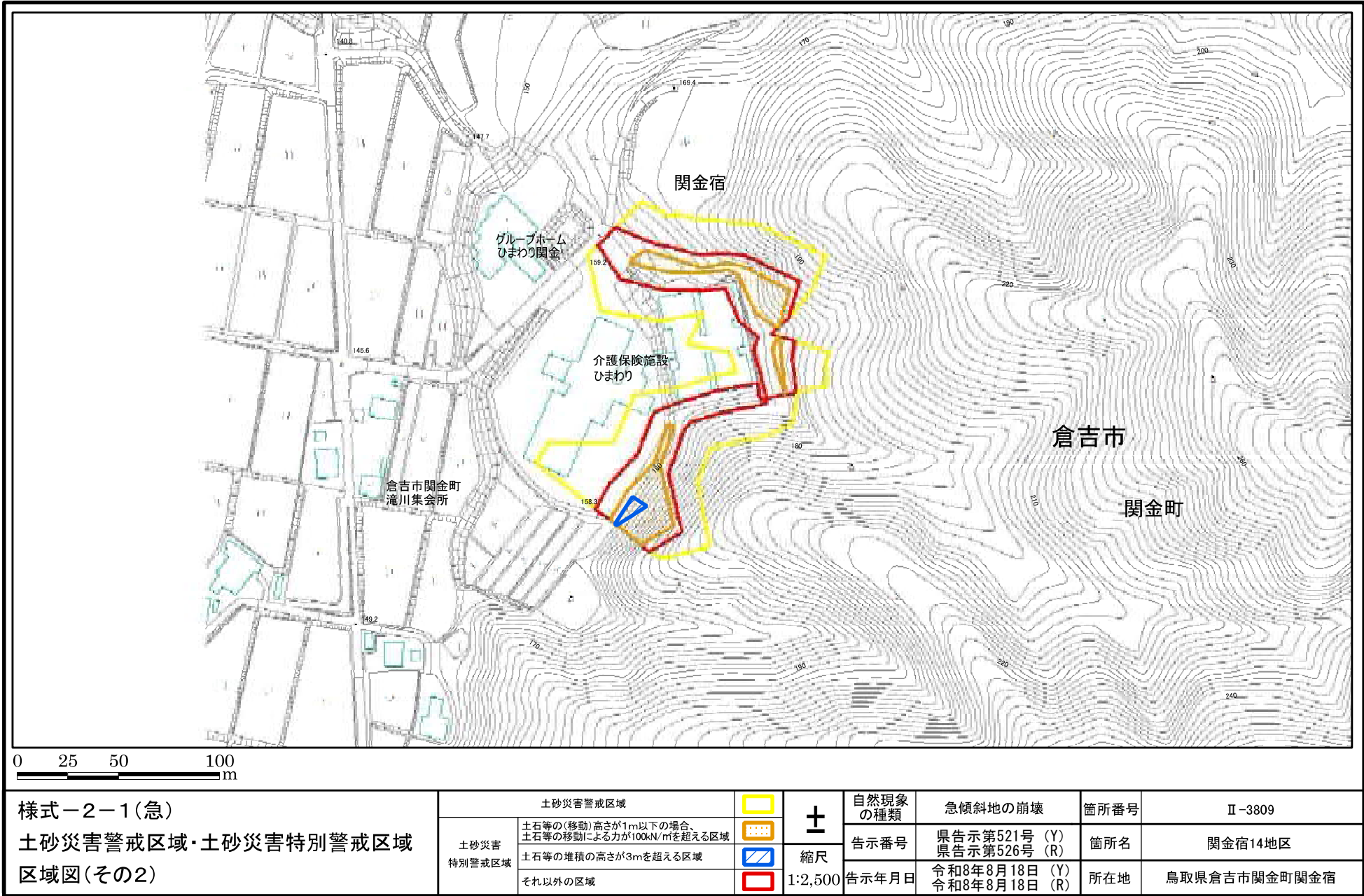
関金宿14地区

所在地

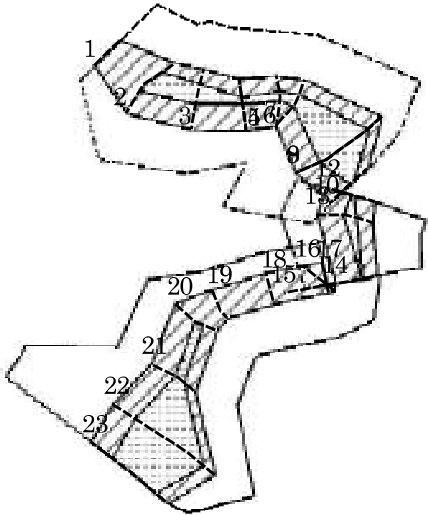
鳥取県倉吉市関金町関金宿

この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 185） 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



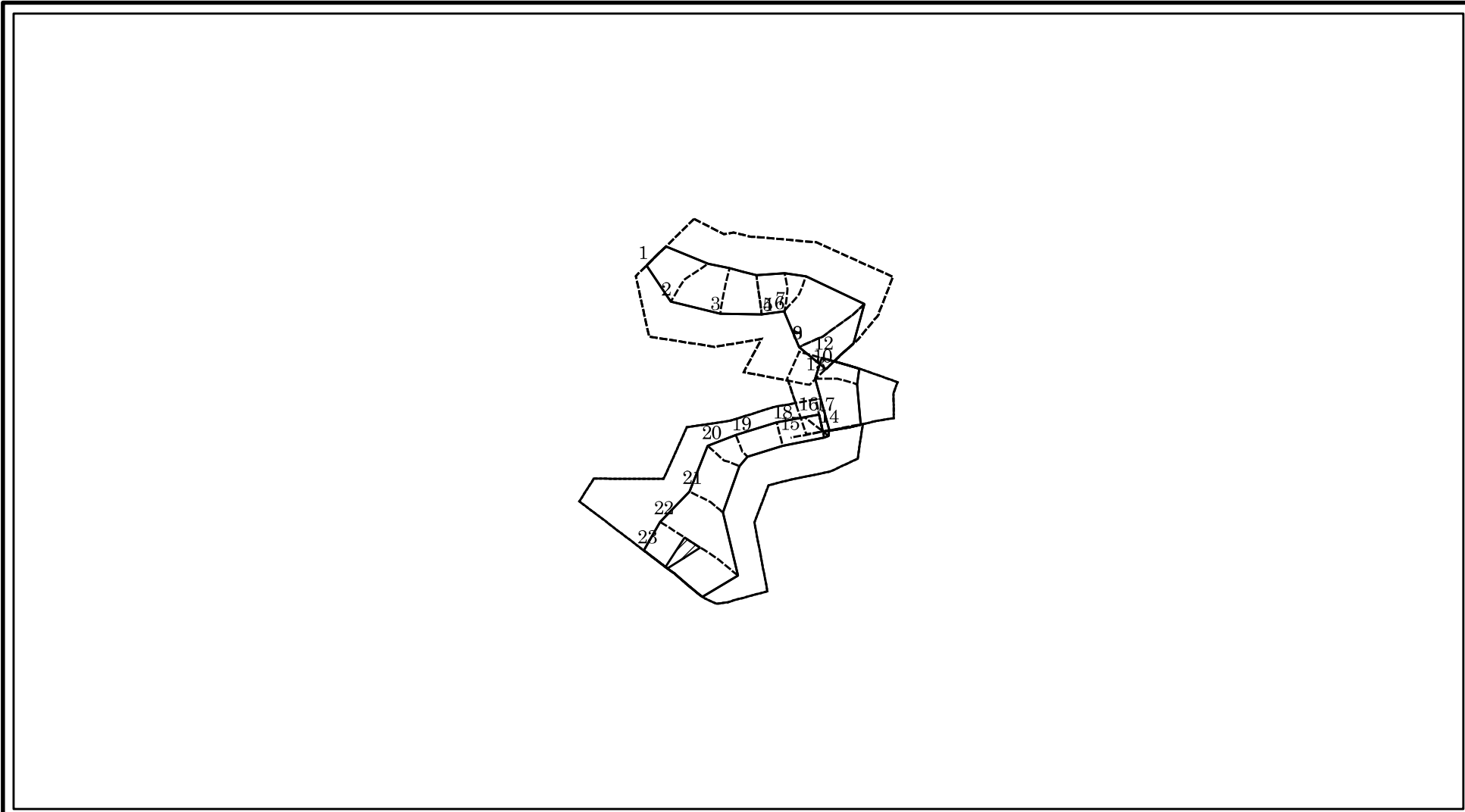
0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害警戒区域		縮尺	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-3809
土砂災害 特別警戒区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		告示番号	県告示第521号 (Y) 県告示第526号 (R)	箇所名	関金宿14地区
	それ以外の区域	1:2,500	告示年月日	令和8年8月18日 (Y) 令和8年8月18日 (R)	所在地	鳥取県倉吉市関金町関金宿

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害警戒区域		土 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-3809
	土砂災害 特別警戒区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域		告示番号	県告示第521号 (Y) 県告示第526号 (R)	箇所名	関金宿14地区
		それ以外の区域		告示年月日	令和8年8月18日 (Y) 令和8年8月18日 (R)	所在地	鳥取県倉吉市関金町関金宿

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等(移動)高さが 1m以下の場合、土石等の 移動による力が 100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが 3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	100.00	1.00	-	-	12.54	2.34
2 ~ 3	133.24	1.00	100.00	1.00	-	-	12.54	2.34
3 ~ 4	123.77	1.00	100.00	1.00	-	-	11.80	2.21
4 ~ 5	108.20	1.00	100.00	1.00	-	-	10.92	2.04
5 ~ 6								
6 ~ 7								
7 ~ 8								
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-
9 ~ 10								
~								
12 ~ 13								
13 ~ 14	115.58	1.00	100.00	1.00	-	-	12.77	2.39
~								
15 ~ 16								
16 ~ 17								
17 ~ 18								
18 ~ 19	-	-	88.27	1.00	-	-	9.67	1.81
19 ~ 20	-	-	100.00	1.00	-	-	12.27	2.29
20 ~ 21	114.68	1.00	100.00	1.00	-	-	12.27	2.29
21 ~ 22	167.33	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00
22 ~ 23	167.33	1.00	100.00	1.00	18.25	3.41	16.05	3.00
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等(移動)高さが 1m以下の場合、土石等の 移動による力が 100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが 3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-3809
	告示番号	県告示第521号(Y) 県告示第526号(R)	箇所名	関金宿14地区
	告示年月日	令和8年8月18日(Y) 令和8年8月18日(R)	所在地	鳥取県倉吉市関金町関金宿

参考資料

